



健感発0808第2号
薬食血発0808第5号
平成23年8月8日

一般社団法人日本病院薬剤師会会長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



厚生労働省医薬食品局血液対策課長



インフルエンザワクチンの安定供給対策について

標記については、平成23年7月29日に開催したインフルエンザワクチン需要検討会において、今年度のインフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の需要予測及び安定供給対策の検討を行ったところである。

貴職におかれては、貴団体傘下の医療機関等に周知徹底されたい。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には別添（写）のとおり通知したことを申し添える。

記

1 今年度は、2,960万本（1ml換算）（平成23年7月29日時点における見込み）（前年比約1%増）のワクチンの製造が予定されている。また、全製造量のうち、一定程度のワクチンが、ワクチン不足時の融通用として製造業者及び販売業者（以下「製造業者等」という。）において保管される予定であるが、当該本数については実生産数等を考慮の上、今後、製造業者等と検討することとしている。これを踏まえて、医療機関等は予約、注文を行う際には、原則として昨年の使用実績を上回らないようにすること。

また、追加注文を行う際には、初回注文により納入された医療機関在庫を確認した上で、必要量の注文を随時行うよう配慮すること。

なお、前年に実績のない新規のワクチン取引については、状況により納入量の調整が行われる場合があること。

2 予防接種施行令（昭和23年政令第197号）に基づくインフルエンザの定期的予防接種の対象者は以下のとおりであり、今年度のワクチンの接種にあたり、都道府県は、これらの者への接種に必要なワクチン確保に努めることとしている。

- ① 65歳以上の者 及び
- ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の

身辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が困難な程度の障害を有する者であること。

- 3 初回注文又は追加注文において、大量注文をする医療機関等へ一度にワクチンが納入されると、市場に流通するワクチンの在庫量に与える影響が大きいことから、卸売販売業者は、医療機関等におけるワクチン接種に支障をきたす場合を除いて分割納入を行うこととしているため、この取扱いに医療機関等も協力すること。
- 4 今年度のワクチン供給予定からみて、現在のところ、平成23年10月中・下旬頃までには昨年度の医療機関使用量の84%程度にあたる約2,048万本程度の供給が確保される予定である。流通在庫が減少する接種シーズン終盤においても、ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成23年12月1日を目途に、未納品の予約の取消し又は保留等の措置を図ることがあり得ることについてワクチンを予約している医療機関に理解を求めるよう努めることとしている。このため、卸売販売業者より当該措置について、依頼があった場合は、適宜協力すること。
当該措置は、既に特定の医療機関等から予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であり、この趣旨を各関係者が理解し円滑な供給に努めること。
- 5 接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、旧来の商慣習として行われている返品について、その改善に努めることとし、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないようにすること。
また、状況によっては、厚生労働省は接種シーズン終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等について、その実態を踏まえて名称の公表を検討することとしている。
- 6 納入されたワクチンについては、貯法（遮光し、凍結を避けて10℃以下に保存。）を遵守して品質を確保するとともに、ワクチン不足が発生し、都道府県から融通の要請があった場合には積極的に融通に協力すること。
- 7 ワクチンは、同一バイアルで複数回投与できるようにバイアル内に十分な薬液量が充填されているため、医療機関等ではバイアル製剤においては、ワクチンの取扱い上の注意等を留意した上で、その効率的な使用に努めること。
- 8 都道府県においては、今年度のインフルエンザシーズン前から、都道府県担当課（感染症対策、薬務、医務等）が中心となり、インフルエンザ対策委員会を開催し、ワクチンの安定供給対策等を協議することになるので、在庫状況等の調査を求められた場合には、積極的に協力すること。
- 9 平成23年8月8日付けで、別表のとおりワクチンの小児に係る用法・用量が変更されたため、留意されたいこと。
なお、小児用量の変更に関わらず、ワクチンの製造・供給量は十分にあると見込まれていることを申し添える。

(別表)

品目	製造販売業者	変更後の用法・用量
<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザHAワクチン“化血研”TF ・インフルエンザHAワクチン“化血研” ・インフル“化血研”シリンジ 	一般財団法人 化学及血清療法研究所	6ヶ月以上3歳未満のものには0.25mLを皮下に、3歳以上13歳未満のものには0.5mLを皮下にそれぞれ2～4週間の間隔をおいて2回注射する。13歳以上のものについては、0.5mLを皮下に、1回又はそれぞれ1～4週間の間隔をおいて2回注射する。
<ul style="list-style-type: none"> ・「ビケンHA」 ・フルービックHA ・フルービックHAシリンジ 	一般財団法人 阪大微生物病研究会	同上
<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザHAワクチン「生研」 ・Flu-シリンジ「生研」 	デンカ生研株式会社	同上
<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザHAワクチン「北里第一三共」 ・インフルエンザHAワクチン「S北研」 ・インフルエンザHAワクチン「北里第一三共」シリンジ 	北里第一三共ワクチン株式会社	1歳以上3歳未満のものには0.25mLを皮下に、3歳以上13歳未満のものには0.5mLを皮下にそれぞれ2～4週間の間隔をおいて2回注射する。13歳以上のものについては、0.5mLを皮下に、1回又はそれぞれ1～4週間の間隔をおいて2回注射する。